

# 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の認可について

## 1 概要

保育所等に在園しない乳児等を短時間受入れる制度。

児童福祉法に新たに「乳児等通園支援事業」が規定され、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全自治体で実施することとされた。「こども誰でも通園制度」は通称。

## 2 事業の目的

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化すること。

## 3 こども誰でも通園制度の特徴

利用時間枠の設定や定期利用の導入を可能としている

親子通園も可能としている（ただし原則として受入初期のみ）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
就労要件あり	保育所・認定こども園等						小学校
就労要件なし	こども誰でも通園制度 ・就労要件を問わない ・月一定時間までの利用可能枠 ・時間単位の柔軟な利用 ※0歳6か月から満3歳未満を想定			幼稚園・認定こども園			
	その他の子育て支援事業(一時預かり事業等)						

※一時預かり事業（類似事業）との違い

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、「こどもの育ちを応援すること」を主な目的とする。

※一時預かり事業…未就園児を対象に、保護者の傷病、冠婚葬祭やリフレッシュなどのために一時的に保育ができないときにこどもを預かる事業

## 4 実施施設

保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、幼稚園、地域子育て支援拠点等

## 5 実施方法

一般型（専用室/在園児合同）/余裕活用型（空き定員活用）

## 6 対象となるこども

0歳6か月から満3歳未満の乳幼児

※保育所、認定こども園、小規模保育事業、企業主導型保育施設に通うこどもを除く  
※満3歳になった時点で対象外となる

[参考]

令和7年4月1日時点の本市における対象者数： 752人

令和6年度一時預かり利用者数： 442人

(施設ごとの利用者数の合計。6ヶ月未満、3歳以上児、市外在住者を含む。)

7 利用時間 1人あたり上限 月10時間

8 利用料 1時間あたり 300円

(30分単位の場合は150円)

(利用者負担軽減制度あり)(給食費等は別途徴収可)

[参考]一時預かり事業利用料 4時間未満：800円、4時間以上：1600円

9 職員配置・設備基準

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

10 令和8年度実施予定の認可申請施設

○一般型

申請なし

○余裕活用型

法人名	施設名	中学校区	施設類型	利用定員 (0～2歳児)	入所定員 (R7.4実績)
(福) 開花	比津ヶ丘保育園	第1	保育所型認定こども園	38人	12人
	融合乳児園		保育所	60人	33人
	わらべのその		保育所型認定こども園	36人	17人
(福) 坪内宝珠会	たまち乳児保育園	第2	保育所	60人	59人
	たまち母衣保育園		小規模保育事業所	19人	18人